

金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書第58条の3第4項第1号の規定に基づき
承継される清算約定（自己分）の権利義務の条件を定める件

2015年10月19日
2016年4月11日改正
2025年10月6日改正
株式会社日本証券クリアリング機構

当社は、金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の取扱い第30条の6の規定に基づき、承継される清算約定（自己分）の権利義務の条件を別紙のとおり定める。

以上

別紙

1. 定義

本別紙において使用する用語は、株式会社日本証券クリアリング機構（以下「当社」という。）が制定した金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書に規定する本業務方法書等において使用される用語の例による。

2. 承継される清算約定（自己分）の権利義務の条件

承継される清算約定（自己分）の権利義務の条件は、次の表に定める事項を除き、承継元清算参加者及び当社の間の承継申込清算約定に係る権利義務と同一とする。

固定金利支払人	承継元清算参加者及び当社の間の承継申込清算約定に係る権利義務における固定金利支払人（当該固定金利支払人が承継元清算参加者である場合には、承継清算参加者）とする（承継元清算参加者及び当社のいずれかが固定金利支払人である場合に限る。）。
変動金利支払人	承継元清算参加者及び当社の間の承継申込清算約定に係る権利義務における変動金利支払人（当該変動金利支払人が承継元清算参加者である場合には、承継清算参加者）とする。
アップフロントフィーの支払義務者	承継元清算参加者及び当社の間の承継申込清算約定に係る権利義務におけるアップフロントフィーの支払義務者（当該支払義務者が承継元清算参加者である場合には、承継清算参加者）とする。

以上